

大磯町総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大磯町総合教育会議要綱（平成27年大磯町告示第●号）第9条の規定に基づき、大磯町総合教育会議の公開等に関する要領（平成27年●月●日適用。以下「公開要領」という。）第2条に規定による大磯町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 総合教育会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として、総合教育会議の開始時刻の10分前までに傍聴受付に申し出るものとする。

2 公開要領第3条第3項の抽選は、傍聴希望者全員によるくじ引の方法により行うものとする。

3 町長は、総合教育会議の開始後に第1項の規定による申出を受けたときは、傍聴人の定員を超えない場合に限り、当該傍聴希望者に傍聴させることができる。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話機を除く。）、マイク、パーソナルコンピュータ、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第5条の規定により、撮影、録音等を行うことにつき町長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、総合教育会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、傍聴に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合教育会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により町長

の許可を得た場合は、この限りでない。

- (4) 携帯電話機は、電源を切り、又は着信音等を発しない措置を講じ、使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は総合教育会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、撮影し、録画し又は録音してはならない。ただし、特に町長の許可を得た者は、この限りでない。

附 則

この要領は、平成27年5月13日から適用する。